

調査・研修等計画届出書

令和 元年 5月 21日

瀬戸市議会議長 様

議員名

浅井 寿美 

政務活動 として、下記のとおり調査・研修等を実施いたします。

記

	令和 元年 5月24日から 5月24日まで (0泊1日)	
調査先・研修名	緊急地方議員セミナー 幼児教育・保育「無償化」と保育行政	
会場名 (会場所在地)	全国理容生活衛生協同組合連合会ビル 東京都渋谷区代々木1-36-4	
調査・研修の目的 (今回の調査・研修に係る瀬戸市・自己の現状と課題を踏まえて)	消費税増税分を原資とした幼児教育・保育の無償化が始まろうとしている。制度設計の内容、課題などを知るため。また、本市の待機児童問題や保育士不足などの課題を解決するため、他自治体の状況や専門的知見を学ぶ。	
議長名の依頼	要・ <input checked="" type="radio"/> 不要	依頼先 (名称)
同行者名	新井 亜由美	

※行程表を添付してください。

調査・研修等報告書

令和元年10月31日

瀬戸市議会議長 様

議員名 浅井寿美



政務活動として、下記のとおり調査・研修等を実施したので報告します。

記

期 日	令和 元年 5月24日から 5月24日まで (0泊1日)
研修名	緊急地方議員セミナー 幼児教育・保育「無償化」と保育行政
会場名 (会場所在地)	全国理容生活衛生協同組合連合会ビル 東京都渋谷区代々木1-36-4
研修の目的 (今回の研修に係る瀬戸市・自己の現状と課題を踏まえて)	消費税増税分を原資とした幼児教育・保育の無償化が始まろうとしている。制度設計の内容、課題などを知るため。また、本市の待機児童問題や保育士不足などの課題を解決するため、他自治体の状況や専門的知見を学ぶ。
研修で学んだこと・キーワード等	
1. 子ども・子育て支援法「改正法」概要 (1) 子ども・子育て支援の一つである「子ども・子育て支援給付」の種類が、これまでの「子どものための現金給付」「子どものための教育・保育給付」に「子育てのための施設等利用給付」が加わった。施設等利用給付とは施設等利用費を支給することであるが、これは保護者が認可外保育施設等を利用したときに支給する一種の補助金である。したがって改正法は「認可外保育施設の利用促進法」と言える。 (2) 施設等利用費は市町村長が「確認」した施設＝特定子ども・子育て支援施設等を利用したとき、保護者に支給される。 (3) 認可外保育施設は内閣府が定める基準を満たす必要があるが、経過措置として5年間は内閣府の基準を適用しない。(待機児童対策)	

(4) 改正法には「保育所や幼稚園の保育料を「無償化する」「徴収しない」などの文言は定められていない。

2. 改正法の問題点

(1) 施設等利用費を支給する施設を認可外保育施設の指導監督基準(認可基準の3分の1)にも満たなくても5年間は経過措置とすることで、子どもの安全は全く度外視されていると言える。

(2) 給食費が施設等利用給付からはずされたために実費徴収となる。徴収業務による保育所への負担増や、所得により給食費が無償となることで、徴収方法によっては保護者の個人情報についての問題も発生する。

受講後の感想

●認可外施設の無償化は重大

無償化の対象施設をほぼ無制限に拡大することによって、子どもの保育の質はいよいよ「命を守れない」レベルまで引き下げられたと言える。保育所での死亡事故は、認可外が認可の26倍にも上っているにも関わらず、公的無過失保険にも加入できないような保育所まで無償化の対象にし、保育士不足に対して手当もしないまま待機児童解消のみに突き進んでおり、危険である。

●給食は保育の一環であり、人格形成に関わる食育として重要

また、給食材料費を実費徴収することは、給食は「保育内容の一環」という原則を逸脱し、季節や行事と食とのかかわりを体験したり、子どもが生活と遊びの中で、意欲を持って食と関わる体験を積み重ね、食べることを楽しみ合う子どもに成長していくための食育の機会を奪うことにもつながると考える。

●自治体財政への影響は大きい

無償化が自治体に与える影響も少なくない。消費税増税によって地方消費税が各市町村に配分されるが、地方消費税増収分は100%が地方交付税基準財政収入額に算入されるため、地方交付税が減額となり、実質増収はゼロといわれている。地方経済の低迷による税収減に追い打ちをかける状況を招きかねない。

●「子どもの命をまもる」観点で自治体の対応が不可欠

認可外保育施設について、5年間は内閣府令の基準以下でも子育て支援給付対象施設とすることが経過措置とされたが、市町村は経過措置の適用除外を条例で定めることができる。子どもの命をまもるための条例制定が必要不可欠であることを多くの市民に知らせ、行政との共通認識まで高める必要がある。

研修の成果・考察

(瀬戸市への反映・自己の能力開発への寄与等)

今回の研修では、2015年に施行された子ども子育て支援新制度を改めて再確認することができた。2012年の法案成立過程では、市町村の保育実施責任をなくしていく内容の法案に対して、多くの専門家や現場から反対の声が上がり、そのうねりが児童福祉法第24条1項を復活させ、市町村の実施責任は維持された。また認定こども園への移行は強制せず、直接契約となった認定こども園、小規模保育などは市町村の利用調整を経ることになった。

こうして、保育制度を介護保険制度の焼き直しにするという保育制度最大の危機が回避されたが、今回の無償化は、子どもの命の安全と引き替えに、新制度で実現しなかった無認可も大いに活用する道筋を制度の中に組み込んだ。この事実が重大で深刻であることを我々は深く認識しておかなければならない。

この間、人口減少の中でも保育の需要や社会的重要性はますます大きくなっており、制度の拡充、施設増設や保育士増員が本市でも喫緊の課題となっている。このとき、最も重要なことは子育ての責任を家庭や保護者個人に回帰させることなく、ましてや、市場の自由競争に開放することなく、自治体や国が公の責任を果たすことである。議会・議員はこの視点を見失うことなく己の自治体の制度・事業を監視する必要があることを改めて認識すべきである。